

# 輪之内町新型インフルエンザ等対策行動計画

輪之内町

平成26年12月

## 第1編 総論

1.	はじめに	2
2.	基本的な考え方	3
3.	流行規模の想定	4
4.	発生段階の概要	5
5.	町行動計画の主要6項目	6
6.	対策推進のための役割分担	18
7.	組織体制	21

## 第2編 発生段階別対応計画

0.	未発生期	22
1.	県内未発生期	29
2.	県内発生早期	34
3.	県内感染期（町内発生期～町内大流行期）	41
4.	小康期	48

## 別添

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	51
---------------------------	----

資料	54
----	----

(注)本文中、

\*印が付された用語について、資料(1)用語解説に掲載があります。

(例)近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザ\*1(H5N1型及びH7N9型)が発生しており、このウイルスが人へ感染し、死亡例も報告されている。

※「高病原性鳥インフルエンザ\*1」は、巻末に用語についての解説があります。

# 第1編 総論

## 1. はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス\*2とは表面の抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック\*3）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

加えて平成15年春に発生した「重症急性呼吸器症候群（SARS）」をはじめ、「ウエストナイル熱」や「中東呼吸器症候群（MERS）」、「高病原性鳥インフルエンザ」などの新興感染症もさらに脅威をもって迫ってきている。

とりわけ高病原性鳥インフルエンザは、平成16年1月、日本国内で79年ぶりに養鶏場などで発生するなど、近年、東南アジアを中心に鳥の間でH5N1及びH7N9亜型の高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を引き起こし死亡する例も報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）のウイルスが変異すること等により、人から人へと効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

このような中、厚生労働省は、新型インフルエンザ対策のための国民に対する正確な情報の提供、発生動向の把握、予防・治療などその流行状況に応じた部局横断的な対応が求められることから政府の体制を整備し、対策を総合的に推進するため、「新型インフルエンザ対策推進本部」を平成17年10月に設置するとともに、同年11月、WHO世界インフルエンザ事前対策計画をふまえた「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、医療体制の確保を中心に体制整備が進められてきた。

平成20年4月には「感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」（平成20年法律第30号）が成立し、水際対策など新型インフルエンザ等の対策の強化が図られた。さらに科学的知見の蓄積を踏まえ平成21年2月行動計画の抜本的な改正が行われた。

また、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関等の事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が平成25年4月施行された。さらに同年6月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定し、国全体としての万全の態勢整備による新型インフルエンザ等対策の強化が図られている。

岐阜県では新型インフルエンザ対策を医療体制確保のみならず、社会機能を維持すべき重大な危機事案として捉え、発生前の段階から効果的な総合対策を進めていくため、平成17年12月に策定した岐阜県新型インフルエンザ対策行動計画（以

下「県計画」という。)の改訂を平成21年2月及び平成24年9月に行った。さらに、平成25年10月には政府行動計画の見直しに伴い、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見及び新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、「岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行った。

輪之内町では、平成26年12月、国計画及び県計画を踏まえ、輪之内町が実施する具体的対策である「輪之内町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町計画」という。)を策定し、新型インフルエンザ等の発生による被害を最小限にし、町民生活の安全・安心の確保を図ることとした。

## 2. 基本的な考え方

県計画によると「市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、社会的弱者への支援に関し、主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図る。」とされている。

### (1) 状況に応じた柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策を講ずる。

本町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定する。国においては、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。

県においては、それらを踏まえた対策の見直しが行われるので、町としては、それらの内容に基づき、町が実施する対策の見直しを行う。

### (2) 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等対策にかかる町の責務は、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関する対策を実施すること等である。対策の実施にあたっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る必要がある。

なお、県への協力を前提に、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて対策を進める。

### 3. 流行規模の想定

新型インフルエンザ等については、出現時期や、新型インフルエンザウイルス\*4の病原性や感染力の強さ等についての予測は困難であり、人の免疫力、社会環境など多くの要素に左右され、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいが、県が国の行動計画を元に、米国疾病予防センター（CDC）により示された推計モデルを適用して、流行規模の想定を行ったところ、本町では、次のような患者発生等が予想される。

流行規模については、「全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く」という国の想定（国計画）をもとに、町の流行予測を行った。

#### 【町の流行規模及び被害の予測】

	平成 22 年 国勢調査人口(人)
全 国	128,057,352
岐阜県	2,080,773
輪之内町	10,028

中等度（人）				
	患者数	入院患者	内1日当たり最大入院患者数	死亡者数
国計画	約 32,000,000	約 530,000	約 101,000	約 170,000
県計画	約 520,000	約 8,600	約 1,600	約 2,800
輪之内町	2,507	41	7	13

重 度（人）				
	患者数	入院患者	内1日当たり最大入院患者数	死亡者数
国計画	約 32,000,000	約 2,000,000	約 399,000	約 640,000
県計画	約 520,000	約 32,500	約 6,500	約 10,400
輪之内町	2,507	159	31	50

#### 4. 発生段階の概要

新型インフルエンザ等への対策は、その発生状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況において迅速かつ的確な対応ができるよう、平時より対応方針を定めておく必要がある。

発生段階の決定については、国及び県が宣言（実施）する発生段階の引き上げや引き下げに連動させて決定する。

流行状態	発生段階		
	町及び県計画	国計画	WHO
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	前段階 (未発生期)	フェーズ 1～3
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内未発生期	第一段階 (海外発生期)	フェーズ 4～6
国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		第二段階 (国内発生早期)	
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	第三段階 (国内感染期)	
まん延期：岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 回復期：ピークを越えたと判断できる状態	県内感染期 (町内発生期 ～ 町内大流行期)		
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	第四段階 (小康期)	ポスト パンデミ ック期

## 5. 町行動計画の主要6項目

政府行動計画及び県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国（県）民の生命及び健康を保護する」こと及び「国（県）民生活及び国（県）民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス\*5・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 国（県）民生活及び国（県）民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。

本町行動計画においても、政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保するため、上記6項目を主要な対策として位置づけることとする。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本町では、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生前においては、福祉課をはじめとする関係部局による会議の開催等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各課の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、特措法第34条の規定により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った時には、直ちに、輪之内町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し、全庁一体となった対策を強力に推進する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況によっては、政府対策本部及び県対策本部が設置された時に、直ちに特措法に基づかない任意の町対策本部を設置する。この場合、国が緊急事態宣言を行った時点で、特措法に基づく町対策本部と位置付ける。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、町行動計画の策定に際しては、医学・公衆衛生等の学識経験者等の意見を聴くとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、適宜適切に意見を聴取する。

## (2) サーベイランス・情報収集

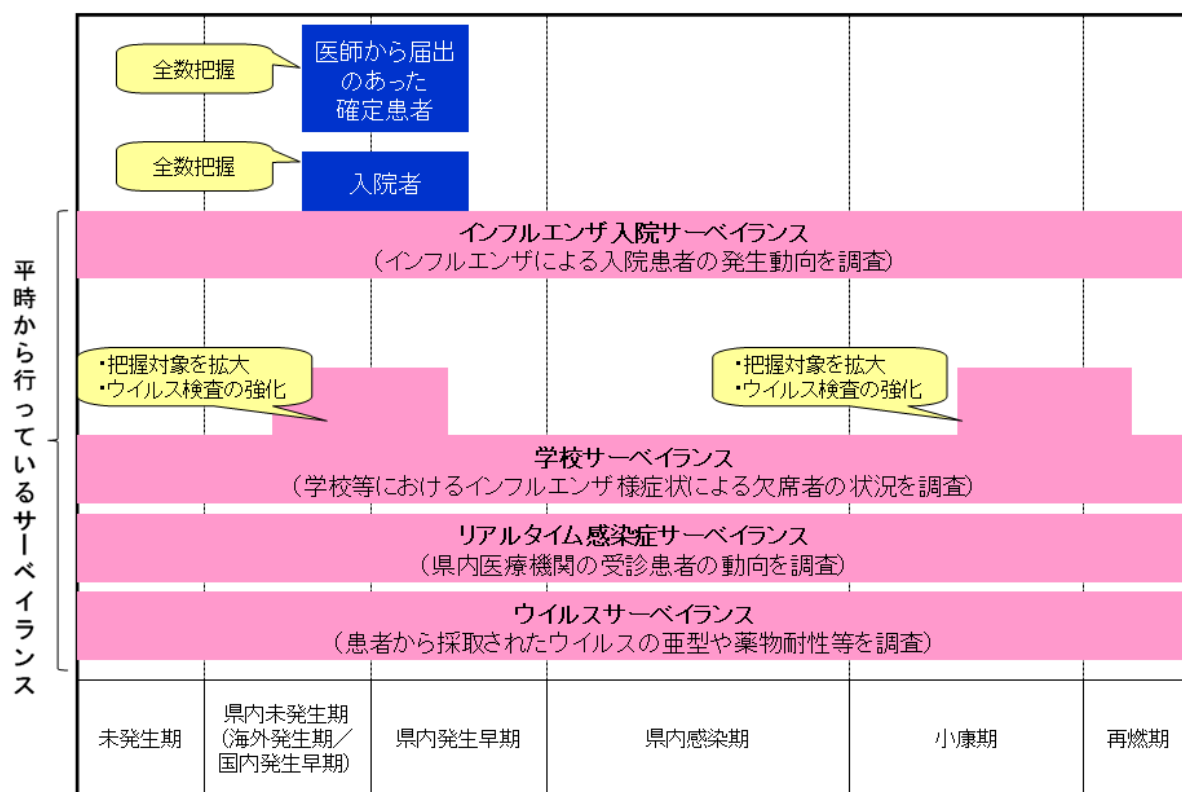
新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

本町においては、一般社団法人岐阜県医師会と県が連携し運用している「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」の情報のほか、WHOなどの国際機関や国内外の専門家が発する情報などを収集・分析し、効果的な対策を早期に実施する。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、サーベイランス体制の構築等に協力する。

【参考：県行動計画より抜粋】

<インフルエンザに関するサーベイランス>





### (3) 情報提供・共有

#### ① 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

#### ② 情報提供手段の確保

町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、ホームページや広報紙等複数の媒体を活用して、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、県内の流行状況については、平時から、県医師会の「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により最新の流行状況が発信されているため、当該システムを町民に周知し、新型インフルエンザ発生時には、町民それぞれが、流行状況を把握し、自らが感染予防を行えるようにする。

#### ③ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを県等と連携して、町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に学校等では集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

#### ④ 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を配慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容について

は、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えることが重要である。

市町村は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、詳細かつ具体的に情報提供するほか、住民からの問い合わせについては、相談窓口等を設けて対応する。

#### ⑤情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、対策本部が情報を集約・共有する体制を構築する。

### （４）予防・まん延防止

#### ①予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることである。

また、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、対策が個人の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

#### ②主なまん延防止対策

個人対策については、町内における発生の初期の段階から、県が行う新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（健康観察、外出自粛要請等）に協力するとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が不要不急の外出自粛要請（特措法第45条第1項）等を行った場合には、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策については、町内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が施設の使

用制限の要請（特措法第45条第2項）等を行った場合には、関係団体等と連携して周知徹底を図る。

### ③ 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策における予防接種については、「特定接種」と「住民接種」が予定されている。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目ではインフルエンザに限って記載する。

町は、住民接種の実施主体として、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

また、県、町及び指定（地方）公共機関\*6は、特定接種が行われることとなった場合、新型インフルエンザ等対策に従事する職員に対し特定接種を実施する。

#### 【参考：政府行動計画より抜粋P.18～21】

##### ii) 特定接種

##### ii-1) 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチン\*7が有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチン\*8を用いることとなる。

## ii -2) 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

## iii) 住民接種

### iii -1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合につい

ては、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
  - ①医学的ハイリスク者
  - ②成人・若年者
  - ③小児
  - ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
  - ①医学的ハイリスク者
  - ②高齢者
  - ③小児
  - ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

iii-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

v) 医療関係者に対する要請

国及び都道府県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

## (5) 医療

### ①医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、各医療機関の役割分担を決め、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

### ②発生前における医療体制の整備

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、地域医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。特に、患者が急増した場合には、限られた医療資源を有効に活用するための病院、診療所等の役割分担について、各者と連携し体制を確立しておく必要がある。

また、県においては、あらかじめ帰国者・接触者外来\*9（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置する医療機関等のリストを作成し設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センター\*10（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来の紹介をするための相談センター）の設置の準備を進める。

二次医療圏等の圏域単位では、保健所が中心となり、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

### ③発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の発生早期には、原則として、感染症法（第19条）に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関\*11等に入院させる。また、発生 of 早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、厚生労働省等から発出される、発生した新型インフルエンザ

等の診断及び治療に有用な情報について、県が行う医療現場への迅速な還元に協力する。

新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県は各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。

また、県は「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。

新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者（救急隊員等で業務上患者やその検体と直接接触する可能性がある者を含む。以下同じ。）は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

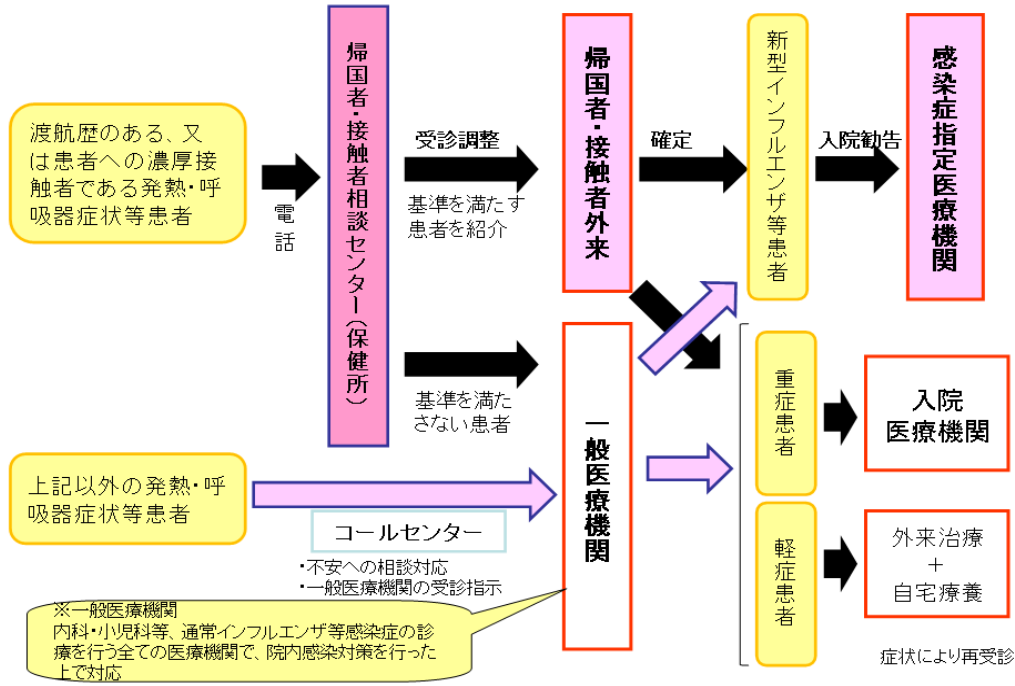
帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも多くの患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。

町においては、県及び医療機関等と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

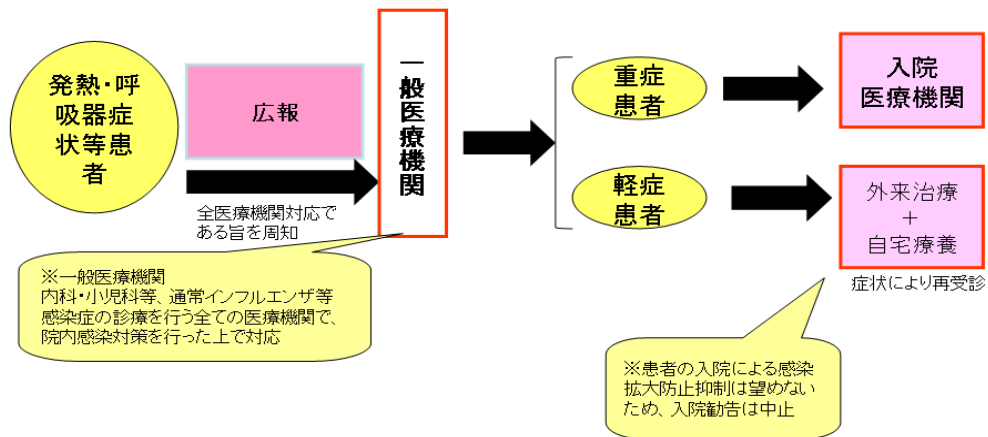


【参考：県行動計画より抜粋】

＜県内未発生期から県内発生早期までの医療体制＞



＜県内感染期の医療体制＞



## 【県内の感染症指定医療機関】

### ○第一種感染症指定医療機関

病院名	所在地	病床数
岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町3丁目36番地	2床

### ○第二種感染症指定医療機関

病院名	所在地	病床数	
		感染症	結核
岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町3丁目36番地	6床	
大垣市民病院	大垣市南瀬町4丁目86番地	6床	40床
岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	関市若草通5丁目1番地	6床	
岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町5丁目161番地	6床	13床
岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院	高山市中切町1番地1	4床	8床
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	岐阜市長良1300番地7		52床
羽島市民病院	羽島市新生町3丁目246番地		10床
郡上市国保白鳥病院	郡上市白鳥町為真1205番地1		4床
市立恵那病院	恵那市大井町2725番地		10床

## (6) 町民の生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響が最小限となるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて県等と連携して働きかける。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前は、その発生を想定し、事業継続計画等の作成により、職場における感染対策の実施、従業員の勤務体制、特定接種の体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。新型インフルエンザ等の発生時は、職場における感染対策の実施に努めるとともに、事業継続計画等を実行し、それに応じた活動を維持する。

## 6. 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際には、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

○指定行政機関：特措法第2条第4号に規定される機関のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に定める機関。

<内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所、農林水産省、動物検疫所、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省>

### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

#### ① 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を

担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、県内における対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

## ②町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、町内における対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

## (3) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画を策定するとともに、地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

## (4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）。

※県行動計画（P.13 II 4. 4）より抜粋

○指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○指定地方公共機関：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む

法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

#### (5) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者（登録事業者）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第 4 条第 3 項）。

#### (6) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。（特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項）。

#### (7) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 7. 組織体制

### (1) 輪之内町新型インフルエンザ等警戒本部会議

#### 1) 開催

国内での新型インフルエンザ等の発生前は「輪之内町新型インフルエンザ等警戒本部会議」を開催するなどし、全庁的な取り組みを推進するとともに、各課では町の行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、各課における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

#### 2) 組織

- ・ 本部長……………町長
- ・ 副本部長……………参事・教育長・調整監
- ・ 本部員……………各課長・局長
- ・ 庶務……………福祉課・保健センター

### (2) 輪之内町新型インフルエンザ等対策本部会議

#### 1) 開催

新型インフルエンザ等発生し、特措法第34条の規定により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときには、直ちに、輪之内町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、全国的かつ急速なまん延により、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合においても、町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

新型インフルエンザ等の町内発生に備えた情報共有、危機対策を全庁的に進めるため、「輪之内町新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催する。

#### 2) 組織

- ・ 本部長……………町長
- ・ 副本部長……………参事・教育長・調整監
- ・ 本部員……………各課長・局長
- ・ 庶務……………危機管理課・総務課及び福祉課・保健センター

#### 3) 主な所掌事務

- ① 町内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- ② 発生時における町民等への支援・指導に関する事項
- ③ 発生時における被害拡大防止に関する事項
- ④ 関係機関等との連絡調整に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

## 第2編 発生段階別対応計画

発生段階ごとに、目的、主要6項目（1）実施体制（2）サーベイランス・情報収集（3）情報提供・共有（4）予防・まん延防止（5）医療（6）町民の生活及び町民経済の安定の確保について、具体的な対策を行う。

この対策については、病原性が高く、感染力が強い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況に対応できるよう選択肢を示すものである。

### 0. 未発生期（国：未発生期）

状 況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li><li>・ 海外において、鳥や動物などのインフルエンザ等ウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li></ul>
目 的	<ol style="list-style-type: none"><li>1 発生に備えて体制の整備を行う。</li><li>2 国、県等からの情報収集により、発生の早期確認に努める。</li></ol>

#### （1）実施体制

##### ①町行動計画等の作成

- ・ 特措法の規定（特措法第8条第1項）に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。

（保健センター）

##### ②体制整備及び国、県等との連携強化

- ・ 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。
- ・ 国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

（保健センター、関係各課）

##### ③業務継続計画の作成

- ・ 大流行時に継続すべき優先業務や人員配置計画を定めた業務継続計画を作成する。

（総務課、危機管理課）

#### （2）サーベイランス・情報収集

##### ①情報収集

- ・ 国やWHO（世界保健機関）等の国際機関及び県から新型インフルエンザ等対策に関する最新の情報を収集する。

（保健センター）

## ②受診患者数の把握

- ・県内のインフルエンザ受診患者の状況について、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により把握する。（保健センター）

## ③学校サーベイランス

- ・国立感染症研究所の「学校欠席者情報収集システム」により、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者及び臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の情報を迅速に収集、集計し、地域のインフルエンザの流行状況を把握する。（教育委員会、福祉課）

# （３）情報提供・共有

## ①継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課）
- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。（保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課）

## ②体制整備

- ・新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。情報提供を行う際には、広報わのうち、町ホームページやマスメディア等複数の媒体を用いることとする。（保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課）
- ・一元的な情報提供を行うため、情報を集約して分かりやすく継続的に提供できる体制を構築する。（保健センター）
- ・県や関係機関等との情報共有を迅速に行うため、インターネット等を活用した連絡体制を構築する。（保健センター、関係各課）
- ・新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。（保健センター）

# （４）予防・まん延防止

## ①対策実施のための準備

### ア 個人における対策の普及

- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本



的な感染予防策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。

(保健センター、教育委員会、福祉課)

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において県が実施する不要不急の外出自粛要請について、町民への理解促進を図る。(保健センター)

#### イ 地域対策・職場対策の周知

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。(保健センター、産業課)
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において県が実施する施設の使用又は催し物の開催の制限の要請(特措法第45条第2項)等の対策について周知を図る。(保健センター)

#### ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

- ・ 消毒液、マスク等の在庫等の状況を把握する体制を整備する。(保健センター、関係各課)

### ② 予防接種

#### ア 特定接種を行う事業者の登録への協力

- ・ 国が行う事業者に対する登録作業に係る周知、事業者の登録申請受付等に協力する。(保健センター)

#### イ 接種体制の構築

##### (a) 特定接種

- ・ 国からの要請を受け、特定接種の対象となる職員を把握するとともに、集団的接種を原則として、速やかに接種できるよう接種体制を構築する。(保健センター)

##### (b) 住民接種

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条(緊急事態宣言がされた場合)又は予防接種法第6条第3項(緊急事態宣言がされていない場合)に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。(保健センター)
- ・ 国及び県の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のため、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他市町村における接種を可能にするよう努める。(保健センター)
- ・ 国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、住民接種を速やかに行う

ため、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。 (保健センター、関係各課)

なお、住民接種の接種方法等については、次ページのとおりである。

## ◎住民接種について

### 1. 接種方法

原則として集団的接種により実施する。集団的接種には「地域集団接種」及び「施設集団接種」の2種類あり、活用する施設集団について検討する。

※多くの場合、10m1等のマルチバイアルでワクチンが供給されることが想定されているため、原則100人以上を単位として接種体制を構築する。

区分	概要	接種会場（例）
地域集団接種	接種会場に接種者を参集させて実施	保健センター、地区センター、学校体育館等
施設集団接種	学校、医療機関、社会福祉施設等において、学生、入院患者、入所者等の既に形成されている集団を活用して実施	小中学校、保育所、医療機関、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等

※地域集団接種の接種会場は、人口1万人に1か所程度を確保

※在宅医療を受療中の患者など地域集団接種では対応困難な者には、医療従事者が個別に訪問する「地域訪問接種」の実施も可能

### 2. 接種対象者

町内居住する者（住民基本台帳に登録されている者）を基本とする。  
また、以下の者についても接種対象者とする。

- ①町内の医療機関に長期入院する者、町内の社会福祉施設等に入所する者
- ②里帰り分娩の妊産婦と同伴の小児
- ③その他町が認める者（DV被害者等）

### 3. 接種の実施

医師、保健師・看護師、事務職等で構成される接種実施チームを編成し、接種対象者数に応じた接種チーム数を確保し派遣する。

#### 【取組みの具体例】

- ・医療従事者の確保に関しては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師・薬剤師1名を1チームとする。  
※小児等が対象者の場合、接種補助を増員する場合もある
- ・各会場ごとに、接種後の状態観察を担当する看護師等1名を置く。
- ・事務職に関しては、会場ごとに、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、予防接種済証発行などの業務を担当する。

## ウ 情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して、国及び県が行う情報提供に協力し、町民への理解促進を図る。（保健センター）

## （５）医療

### ①地域医療体制の整備

- ・ 保健所や医師会、医療機関等と密接に連携を図りながら、医療体制の整備を図る。（保健センター）
- ・ 県等では、医療に関して以下のとおり対策を行う。町は県等からの要請によりその対策等に協力する。（保健センター）

※県行動計画（P.35 III0-⑤）より抜粋

#### 【医療機関等への情報提供体制の整備】

- ・ 県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。（健康福祉部）

#### 【地域医療体制の整備】

- ・ 県及び岐阜市は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療提供体制について協議、確認を行う。特に、患者が急増した場合に、限られた医療資源を有効に活用するための診療所、病院、保健所の役割分担等について、各者と連携した体制を確立しておく。（健康福祉部）
- ・ 県及び岐阜市は、二次医療圏を単位とし、保健所が中心となり、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（健康福祉部、危機管理部門）
- ・ 県は、帰国者・接触者相談センターの設置準備及び帰国者・接触者外来を開設する医療機関のリスト作成等の準備、並びに感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう依頼する。（健康福祉部）

### ②県内感染期に備えた医療の確保

- ・ 県は、県内感染期に備え、以下により医療提供体制の整備を進める。町は県等からの要請により協力する。（保健センター、福祉課）

※県行動計画（P.36 III0-⑤）より抜粋

- ・医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努める。
- ・感染症指定医療機関等のほかに、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ・入院治療に必要な新型インフルエンザ等の患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、市町村と協力し、臨時の医療施設（特措法第48条）等で医療を提供することについて検討する。
- ・地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ・県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に依頼するとともに、必要な支援を行う。（危機管理部門）

## （6）町民生活及び町民経済の安定の確保

### ① 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を検討する。（福祉課）

### ② 火葬能力等の把握

- ・県と連携して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（住民課）

### ③ 物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、点検し、または施設及び設備の整備、点検を行う。（保健センター）

## 1. 県内未発生期（国：海外発生期～国内発生早期）

状 況	・ 海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・ 県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・ 海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目 的	1 新型インフルエンザ等の町内発生の遅延と早期発見に努める。 2 町内発生に備えて体制の整備を行う。

### （1）実施体制

#### ①体制強化等

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、「新型インフルエンザ等警戒本部会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。（福祉課、保健センター）
- ・ 国及び県が政府対策本部（特措法第15条第1項）及び県対策本部（特措法第22条第1項）を設置した場合には、「町対策本部」を設置し、国の基本的対処方針を確認し、町行動計画に基づく事前準備を行う。（全庁）

◎政府対策本部が設置されるまでの流れは以下のとおり。

#### 【政府行動計画 P.38～39 III.海外発生期（1）より抜粋】

- ② WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表する（感染症法第44条の2第1項、第44条の6第1項）とともに内閣総理大臣に報告する（特措法第14条）。（厚生労働省）
- ③ ②の報告があった時は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに、公表する（特措法第15条第1項、第2項、第16条）。

#### ②季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・ 発生した新型インフルエンザ等を国が季節性インフルエンザと同等程度以下と判断した場合は、感染症法等に基づく各種対策を実施する。（関係各課）

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する（特措法

## (2) サーベイランス・情報収集

### ① 情報収集

- ・ 国やWHO（世界保健機関）等の国際機関及び県から新型インフルエンザ等の発生状況や対策、医療に関する国内外の最新情報を収集する。

(保健センター)

### ② 受診患者数の把握

- ・ 引き続き、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」によりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。

(保健センター)

### ③ 学校サーベイランスの強化

- ・ 引き続き、「学校欠席者情報収集システム」により欠席者及び臨時休業の状況を把握する。

(教育委員会、福祉課)

## (3) 情報提供・共有

### ① 情報提供

- ・ 県等と連携し、町民に対して、現在の対策、町内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、町ホームページ等複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。

(保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課)

### ② 情報共有

- ・ 国、県、関係機関等とのインターネット等を活用し、リアルタイムかつ双方向の情報共有を図る。

(保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課)

### ③ 相談窓口の設置

- ・ 県等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

(保健センター)

## (4) 予防・まん延防止

### ① 個人レベルでの対策

- ・ マスクの着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける等基本

的な感染予防策の徹底を強化し、啓発する。

(保健センター、教育委員会、福祉課)

## ② 予防接種

### ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健センター)

### イ 特定接種

- ・特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。(保健センター)
- ・国の基本的対処方針を踏まえ、接種対象者となる職員に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健センター)

### ウ 住民接種

- ・特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。(保健センター)
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。接種の実施に当たり、保健センター、地区センターなど公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(保健センター、関係各課)

### エ 情報提供

- ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、国及び県と連携して積極的に情報提供を行う。(保健センター)

## (5) 医療

県等では、医療に関して以下のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請によりその対策等に協力する。(保健センター)

※県行動計画 (P.43～45 Ⅲ 1-⑤) より抜粋

### 【医療機関等との情報共有等】

- ・県及び岐阜市は、新型インフルエンザ等の症例定義、その他診断や治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)
- ・県は、必要に応じ、「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」



や地域医療体制の維持に係る関係者との情報共有を目的とした会議等を開催し、医療、保健、福祉関係者との意思疎通を図る。(健康福祉部)

**【帰国者・接触者外来】**

- ・ 県は、あらかじめ定めた医療機関に帰国者・接触者外来の設置を要請し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。(健康福祉部)

**【帰国者・接触者相談センター】**

- ・ 県及び岐阜市は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(健康福祉部)

**【診療体制の確保】**

- ・ 県は、帰国者・接触者外来や中核病院の負担が過重とならないために、帰国者・接触者外来での受診対象とならない者に係るかかりつけ医や最寄りの診療所への受診の勧奨、治癒証明の一時中止等の診療体制の確保について、関係機関と方針を協議する。(健康福祉部)

**【院内感染対策】**

- ・ 県及び岐阜市は、帰国者・接触者外来以外の医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため、院内感染対策を講じた上で、診療するよう要請する。(健康福祉部)

**【検査体制の整備】**

- ・ 県及び岐阜市は、保健環境研究所・衛生試験所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を速やかに整備する。(健康福祉部)

**【患者の全数把握とPCR等検査】**

- ・ 県及び岐阜市は、全ての医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するとともに、検体を採取するよう要請する。(健康福祉部)
- ・ 保健所は、医療機関が新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を保健環境研究所・衛生試験所へ送付し、PCR等の検査を行う。(健康福祉部)

#### 【流行予測と病床確保等の検討】

- ・ 県は、国から提供される情報を基に、流行期において予想される患者数、重症患者数等を算出し、必要となる病床を確保する。また、臨時の医療施設で医療を提供する必要があると予測する場合には、市町村等と協議し、当該施設を確保する。(健康福祉部)

#### 【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与】

- ・ 県及び岐阜市は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を行うよう指導する。(健康福祉部)

#### 【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄】

- ・ 県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を公表する。(健康福祉部)

#### 【医薬品等の流通】

- ・ 県は、抗インフルエンザウイルス薬、迅速検査キット等新型インフルエンザ等の治療に必要となる医薬品等の適正流通について、県医師会、一般社団法人岐阜県薬剤師会(以下「県薬剤師会」という。)、岐阜県医薬品卸協同組合(以下「医薬品卸組合」という。)等と連携し、医療機関、薬局、医薬品卸売業者に依頼する。(健康福祉部)
- ・ 県は、医薬品流通関係者の会議を開催し、県内の抗インフルエンザウイルス薬および迅速検査キットの在庫量を把握するための連絡体制、地域や医療機関に偏在が認められる場合には融通する体制を確認する。(健康福祉部)

### (6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### ① 要援護者への生活支援

- ・ 要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応について準備を進める。(福祉課)

#### ② 遺体の火葬・安置

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を進める。(住民課)

#### ③ 生活相談窓口の設置

- ・ 県と連携し、状況に応じ、生活相談窓口を設置する。(福祉課)

## 2. 県内発生早期（国：国内発生早期～国内発生期）

状 況	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li><li>・県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li></ul>
目 的	<ol style="list-style-type: none"><li>1 町内での感染拡大をできる限り抑える。</li><li>2 患者に適切な医療を提供する。</li><li>3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li></ol>

### （1）実施体制

- ・県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに「新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。（関係各課）
- ・国及び県が政府対策本部及び県対策本部を設置した場合には、町対策本部を設置、対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。（全庁）

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・国が新型インフルエンザ等の状況により、岐阜県に対して緊急事態宣言を行った時には、速やかに町対策本部を設置し、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき必要な対策を実施する。（全庁）

＜補 足＞緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流拠点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

### （2）サーベイランス・情報収集

#### ①情報収集

- ・引き続き、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、最新情報を収集する。（保健センター）

#### ②受診患者数の把握

- ・引き続き、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」によりインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。（保健センター）

#### ③学校サーベイランスの強化

- ・引き続き、「学校欠席者情報収集システム」により欠席者及び臨時休業の

状況を把握する。

(教育委員会、福祉課)

### (3) 情報提供・共有

#### ①情報提供

- ・町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町内の発生状況と具体的な対策等を詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。  
(保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課)
- ・個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。  
(保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課)
- ・学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。  
(教育委員会、福祉課、産業課)
- ・町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。  
(保健センター)

#### ②情報共有

- ・引き続き、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。  
(保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課)

#### ③相談窓口の設置

- ・国が作成したQ & Aの改訂版を活用し、引き続き、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。  
(保健センター)

### (4) 予防・まん延防止

#### ①個人・地域レベルでの対策強化

発生地域の町民や関係者に対して次の依頼を行う。

- ・町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。  
(住民課、福祉課、教育委員会、産業課)
- ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を依頼するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。  
(産業課)

- ・学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）、保育施設等の休園等を適切に行うよう学校設置者及び施設管理者に依頼する。

（教育委員会、福祉課）

- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。

（住民課）

## ②病院、高齢者施設等における感染対策

- ・関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。

（保健センター、福祉課）

## ③予防接種

### ア 特定接種

- ・プレパンデミックワクチンの供給量に応じて、接種対象者となる職員に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

（保健センター）

### イ 住民接種

- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を実施する。接種の実施に当たり、保健センター、地区センターなど公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

（保健センター、関係各課）

## 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ①特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請によりその対策に協力する。

（保健センター、関係各課）

### ※県行動計画（P.50 III 2-④）より抜粋

（外出自粛等の要請）

- ・住民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えら

れる区域（市町村単位又は圏域単位）とすることが考えられる。

（施設の使用制限等の要請等）

- ・学校、保育所等（特措法施行令第11条第1項第1号・第2号に定める施設に限る。）に対しては、特措法第45条第2項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・上記以外の施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・多数の者が利用する施設（特措法施行令第11条第3号から第14号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。
- ・特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- ・特措法第45条第2項・第3項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## ②住民接種

- ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

（保健センター、関係各課）

## （５）医療

県等では、医療に関して以下のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請によりその対策等に協力する。

（保健センター、住民課）

県行動計画（P.50～52 III 2-⑤）より抜粋

### 【医療機関等との情報共有】

- ・県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断や治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（健康福祉部）
- ・県は、必要に応じ、「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」や地域医療体制の維持に係る関係者との情報共有を目的とした会議等を開催し、医療、保健、福祉関係者との意思疎通を図る。（健康福祉部）

**【帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター】**

- ・県及び岐阜市は、引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。また、患者数が増加してきた段階においては、一般の医療機関でも診療する体制に移行することを周知する。(健康福祉部)

**【診療体制の確保】**

- ・県は、引き続き、帰国者・接触者外来や中核病院の負担が過重とならないために、帰国者・接触者外来での受診対象とならない者に係るかかりつけ医や最寄りの診療所への受診の勧奨、治癒証明の一時中止等の診療体制の確保について、関係機関と方針を協議する。(健康福祉部)

**【院内感染対策】**

- ・県及び岐阜市は、帰国者・接触者外来以外の医療機関においても、新型インフルエンザの患者が受診する可能性があるため、引き続き、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。(健康福祉部)

**【患者の全数把握とPCR等の検査】**

- ・県及び岐阜市は、引き続き、全ての医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(健康福祉部)
- ・保健所は、県内の患者数が極めて少ない段階においては、新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体を保健環境研究所・衛生試験所に送付し、PCR等の検査を行う。患者数が増加した段階では、PCR等の検査は重症者等に限定して行う。(健康福祉部)

**【入院勧告】**

- ・県及び岐阜市は、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等への入院勧告を行い、当該患者を移送する。(健康福祉部)

**【流行予測と病床確保等の検討】**

- ・県は、引き続き、国から提供される情報を基に、流行期において予想される患者数、重症患者数等を算出し、必要となる病床を確保する。また、臨時の医療施設で医療を提供する必要が生じると予測する場合には、市町村と協議し、当該施設を確保する。(健康福祉部)

**【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与】**

- ・県及び岐阜市は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露し

た者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。(健康福祉部)

**【医薬品等の流通】**

- ・ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬、迅速検査キット等新型インフルエンザ等の治療に必要な医薬品等の適正流通について、県医師会、県薬剤師会、医薬品卸組合等と連携し、医療機関、薬局、医薬品卸売業者に依頼する。(健康福祉部)

**【医療機関・薬局における警戒活動】**

- ・ 県警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

- ・ 特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、医療機関及び医薬品販売業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講ずる(特措法第 47 条)。

**(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

① 要援護者への生活支援

- ・ 要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応について、関係団体等の協力を得て実施する。(福祉課)

② 遺体の火葬・安置

- ・ 引き続き、火葬体制の整備を図るとともに、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を進める。(住民課)

③ 町民への呼びかけ

- ・ 食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(産業課)

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

① 水の安定供給

- ・ 消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(特措法第 52 条第 2 項)  
(住民課、建設課)



②生活関連物資等の価格の安定等

- ・県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。  
(産業課)

③生活相談窓口の設置

- ・県と連携し、必要に応じ、生活相談窓口の充実を図る。  
(福祉課)

### 3. 県内感染期（国：国内発生期、町：町内発生期～町内大流行期）

状 況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li><li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li><li>・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li></ul>
目 的	<ol style="list-style-type: none"><li>1 医療体制を維持する。</li><li>2 健康被害を最小限に抑える。</li><li>3 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。</li></ol>

#### （1）実施体制

##### 県内感染期移行の判断

- ・ 県内において新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合、県対策本部は国と協議のうえ、県内感染期に入ったことを宣言するとともに、国の基本的対処方針及び県行動計画等により必要な対策を行う。町は県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。（関係各課）

##### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 緊急事態宣言がされた場合、速やかに町対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。（全庁）
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条の規定による岐阜県知事の代行又は第39条の規定による他の市町村長等の応援等の措置を活用する。（関係各課）

#### （2）サーベイランス・情報収集

##### ①国際的、全国的な情報収集

- ・ 海外、他県の新型インフルエンザ等の発生状況や有効な対策等に関する情報を収集する。（保健センター）

##### ②受診患者数の把握

- ・ 引き続き、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。（保健センター）

##### ③学校サーベイランス

- ・ 引き続き、「学校欠席者情報収集システム」により欠席者及び臨時休業の

状況を把握する。

(教育委員会、福祉課)

### (3) 情報提供・共有

#### ① 情報提供

- ・引き続き、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町内の発生状況と具体的な対策等を詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。(保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課)
- ・個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても情報提供する。(保健センター、教育委員会、福祉課、産業課)
- ・町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(保健センター、教育委員会、福祉課、産業課)

#### ② 情報共有

- ・国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、流行や対策の状況を的確に把握する。(保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課)

#### ③ 相談窓口の継続

- ・町民からの相談件数の増加に対応するため、相談窓口体制を強化する。
- ・国からQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。(保健センター)

### (4) 予防・まん延防止

#### ① 個人・地域レベルでの対策強化

発生地域の町民や関係者に対して引き続き、次の依頼を行う。

- ・町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(住民課、福祉課、教育委員会、産業課)
- ・事業所に対し、職場における感染対策の徹底を依頼するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。(産業課)
- ・学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)、保育施設等の休園等を適切に行うよう学校設置者及び施設管理者に依頼する。(教育委員会、福祉課)

- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。（住民課）

②病院、高齢者施設等における感染対策

- ・県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き依頼する。（保健センター、福祉課）

③予防接種

- ・県内発生早期からの対策を継続する。（保健センター、関係各課）

**【緊急事態宣言がされている場合の措置】**

- ①特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請によりその対策に協力する。（保健センター、関係各課）

※県行動計画（P.50 III 2-④）より抜粋

（外出自粛等の要請）

- ・住民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位又は圏域単位）とすることが考えられる。

（施設の使用制限等の要請等）

- ・学校、保育所等（特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。）に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・多数の者が利用する施設（特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避する

ため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。

- ・特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## ②住民接種

- ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(保健センター、関係各課)

## (5) 医療

県等では、医療に関して以下のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請によりその対策等に協力する。

(保健センター)

### ※県行動計画 (P.59~61 Ⅲ 3-⑤) より抜粋

#### 【医療機関等との情報共有】

- ・県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断や治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)
- ・県は、必要に応じ、「岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会」や、地域医療体制の維持に係る関係者との情報共有を目的とした会議等を開催し、医療、保健、福祉関係者との意思疎通を図る。(健康福祉部)
- ・県は、医療機関における人的被害及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。(健康福祉部)

#### 【帰国者・接触者外来、入院勧告の中止】

- ・県及び岐阜市は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院勧告を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。(健康福祉部)

#### 【診療体制の確保】

- ・県は、中核病院の負担が過重とならないために、かかりつけ医や最寄りの診療所への受診の勧奨、治癒証明の一時中止等の診療体制の確保について、関係機関と方針を協議する。(健康福祉部)

#### 【入院治療】

- ・県及び岐阜市は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。(健康福祉部)

#### 【在宅患者への支援】

- ・県及び岐阜市は、在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて、国が示す対応方針を周知する。(健康福祉部)
- ・県は、市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう、依頼する。(健康福祉部)

#### 【医薬品等の流通】

- ・県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬、迅速検査キット等新型インフルエンザ等の治療に必要な医薬品等の適正流通について、県医師会、県薬剤師会、医薬品卸組合等と連携し、医療機関、薬局、医薬品卸売業者に依頼する。(健康福祉部)
- ・県は、県医師会、県薬剤師会、医薬品卸組合等と連携し、抗インフルエンザウイルス薬、迅速検査キット等治療に必要な医薬品等の流通在庫量を調査し、地域や医療機関に偏在が認められる場合には、融通、調整する。(健康福祉部)

#### 【備蓄抗インフルエンザウイルス薬の放出】

- ・県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬が不足し、医療機関や医薬品卸売業者間の融通が困難になった場合には、県備蓄分を放出又は国備蓄分の配分を要請する。(健康福祉部)

#### 【医療機関・薬局における警戒活動】

- ・県警察本部は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

#### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。(健康福祉部)

(医療等の確保)

- ・医療機関及び医薬品販売業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講ずる（特措法第 47 条）。

（臨時の医療施設の開設）

- ・県は、区域内の医療機関が不足した場合、医療機関に対し、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第 10 条）等の措置を要請する。
- ・また、県は、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を開設し、医療を提供する（特措法第 48 条第 1 項）。
- ・臨時の医療施設の設置は、必要に応じ、市町村長に開設を委任する（特措法第 48 条第 2 項）。
- ・臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## （6）町民生活及び町民経済の安定の確保

### 町民への呼びかけ

- ・食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（産業課）

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

#### ①水の安定供給

- ・県内発生早期の対策を継続する。（住民課、建設課）

#### ②生活関連物資等の価格の安定等

- ・県と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（産業課）

#### ③生活相談窓口の設置

- ・県内発生早期の対策を継続する。（経営戦略課）

④ 要援護者への生活支援

- ・ 要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応について、関係団体等の協力を得て実施する。 (福祉課)

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 可能な限り火葬炉を稼働させる。 (住民課)
- ・ 死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じ、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 (住民課)
- ・ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合であって、国が緊急の必要があると認め、他市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手續の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。 (住民課)



## 4. 小康期

状 況	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行はいったん終息している状況。
目 的	町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### (1) 実施体制

#### ①基本的対処方針の変更

- ・国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合には、県等と連携してこれらの情報を収集し、必要な対応を行う。(関係各課)

#### ②緊急事態の解除宣言

- ・国が緊急事態措置の必要がなくなったとして緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき、対策を適宜縮小または中止する。(関係各課)

<補 足>「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
  - ・患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
  - ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合
- ・速やかに町対策本部を廃止する。(特措法第37条) (全庁)
- <補 足>町対策本部は、緊急事態解除宣言が出された時点で廃止されることになっているが、政府及び県が対策本部の設置を継続している事態であれば、町においても設置を継続することもあり得る。この場合、政府及び県対策本部が廃止されたときに町対策本部を廃止する。

#### ③対策の評価、見直し

- ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、町行動計画等の見直しを行う。(保健センター、関係各課)

## (2) サーベイランス・情報収集

### ①国際的、全国的な情報収集

- ・海外、他県の新型インフルエンザ等の発生状況や有効な対策等に関する情報を収集する。  
(保健センター)

### ②受診患者数の把握

- ・引き続き、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により、インフルエンザ受診患者数の状況を把握する。  
(保健センター)

## (3) 情報提供・共有

### ①情報提供

- ・町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、流行の第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性などについて情報提供する。  
(保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課)
- ・町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで共有化を図る。  
(保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課)

### ②情報共有

- ・国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。  
(保健センター、総務課、危機管理課、経営戦略課)

### ③相談窓口体制の縮小

- ・県等からの要請により、相談窓口体制を縮小する。  
(保健センター)

## (4) 予防・まん延防止

### ①渡航に関する注意喚起等

- ・海外での発生状況を踏まえつつ、県等と連携し、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。  
(保健センター、住民課)

### ②住民接種

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。  
(保健センター、関係各課)

### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。  
(保健センター、関係各課)

## (5) 医療

### 医療体制

- ・ 県等が医療機関に対し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すよう行う要請に協力する。(保健センター)

## (6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### 町民、事業者への呼びかけ

- ・ 必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(産業課)

## 別 添

### 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

県では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

※県行動計画（P.67～69 別添 参考資料）より抜粋

#### ①実施体制

##### 【国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応】

- ・国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、県は速やかに情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。（健康福祉部、関係部局）

##### 【国との連携】

- ・県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、国との情報交換を行う。（健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部）

#### ②サーベイランス・情報収集

##### 【情報収集】

- ・県は、鳥インフルエンザの発生動向等に関する国内外の情報を収集する。（健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部）

##### ➤ 情報源

- ✓ 各省庁
- ✓ 国際機関（WHO、OIE、FAO等）
- ✓ 在外公館
- ✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
- ✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボトリー
- ✓ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ✓ 地方公共団体
- ✓ 検疫所

#### 【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- ・県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

#### ③情報提供・共有

- ・県は、県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び発生市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。(健康福祉部)
- ・県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に対して情報提供を行う。(健康福祉部、関係部局)

#### ④予防・まん延防止

##### 【在外邦人への情報提供】

- ・県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する本県出身の邦人に対し、国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。(総合企画部、商工労働部、教育委員会、環境生活部)

##### 【県内で鳥インフルエンザ感染者が発生した場合の人への感染対策】

###### (疫学調査、感染対策)

- ・県は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(健康福祉部)
- ・県及び岐阜市は、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)を実施するとともに、市町村に対し、死亡例が出た場合の対応(埋火葬・感染防止の徹底等)の実施を要請する。(健康福祉部)
- ・県警察本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)
- ・県及び岐阜市は、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)に対しては、外出自粛や出国自粛を要請する。(健康福祉部)

##### 【家きん等への防疫対策】

- ・県は、鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、渡航者への注意喚起、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。

- ・ 県及び県警察本部は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。
- ▶ 国の助言に基づき、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。（農政部）
- ▶ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し、自衛隊の部隊等による支援を要請する。（農政部、危機管理部門）
- ▶ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

## ⑤医療

### 【県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合】

- ・ 県及び岐阜市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。（健康福祉部）
- ・ 県及び岐阜市は、保健環境研究所・衛生試験所において、患者のインフルエンザウイルスの亜型検査を実施するとともに、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。（健康福祉部）
- ・ 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康福祉部）

### 【海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合】

- ・ 県及び岐阜市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健所に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ・ 県及び岐阜市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

## 【 資 料 】

### (1) 用語解説

#### \*1 高病原性鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。鳥インフルエンザウイルスが種差を超えて、鳥から人へと感染するのは、感染した鳥又はその死骸や内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合と限られるとされている。また、人から人への感染はきわめて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

#### \*2 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックをひき起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニターゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

#### \*3 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### \*4 新型インフルエンザウイルス

今まで人類が経験したことのない新しい亜型のA型インフルエンザウイルスが発生し、人から人へ感染する能力をもったもの。

#### \*5 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。患者に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

#### \*6 指定公共機関

医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

##### 【医療関係団体】

日本医師会、日本歯科医師会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本病院協会、日本薬剤師会、日本看護協会、国立病院機構、日本赤十字社 等

##### 【その他公益的事業を営む法人】

日本医薬品卸売業連合会、製薬大手各社、中部電力、東邦ガス、J R東海、名鉄、運送大手各社、通信大手各社、日本郵便、日本銀行、NHK等

\*7 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン

\*8 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

\*9 帰国者・接触者外来

発生国から帰国した者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等有する人を対象とした外来

\*10 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した人又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する人から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

\*11 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- ・ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院
- ・ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ・ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- ・ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局



## (2) 参考資料

### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

（平成二十四年法律第三十一号）

#### （市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
  - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
    - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
    - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
    - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
  - 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
  - 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

## ○輪之内町新型インフルエンザ等対策本部条例

(平成25年条例第14号)

### (目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、輪之内町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

輪之内町新型インフルエンザ等対策行動計画

輪之内町

岐阜県安八郡輪之内町四郷2530番地の1

電話0584-69-3111（代表）

平成26年12月発行